

令和5年6月29日招集

令和5年 第2回

十勝圏複合事務組合議会（臨時会）

十勝圏複合事務組合議会事務局

目 次

議案第7号	十勝圏複合事務組合教育委員会委員の任命について	-----	1
議案第8号	十勝圏複合事務組合監査委員の選任について	-----	2
報告第1号	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	-----	3
報告第2号	繰越明許費繰越計算書の報告について	-----	4

十勝圏複合事務組合教育委員会委員の任命について

十勝圏複合事務組合教育委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

令和5年6月29日提出

十勝圏複合事務組合
組合長 米 沢 則 寿

河東郡音更町南鈴蘭北2丁目5番地11

福 地 隆

中川郡幕別町緑町21番地の61

菅 野 勇 次

(説 明)

教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、同意を得ようとするものである。

十勝圏複合事務組合監査委員の選任について

十勝圏複合事務組合監査委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

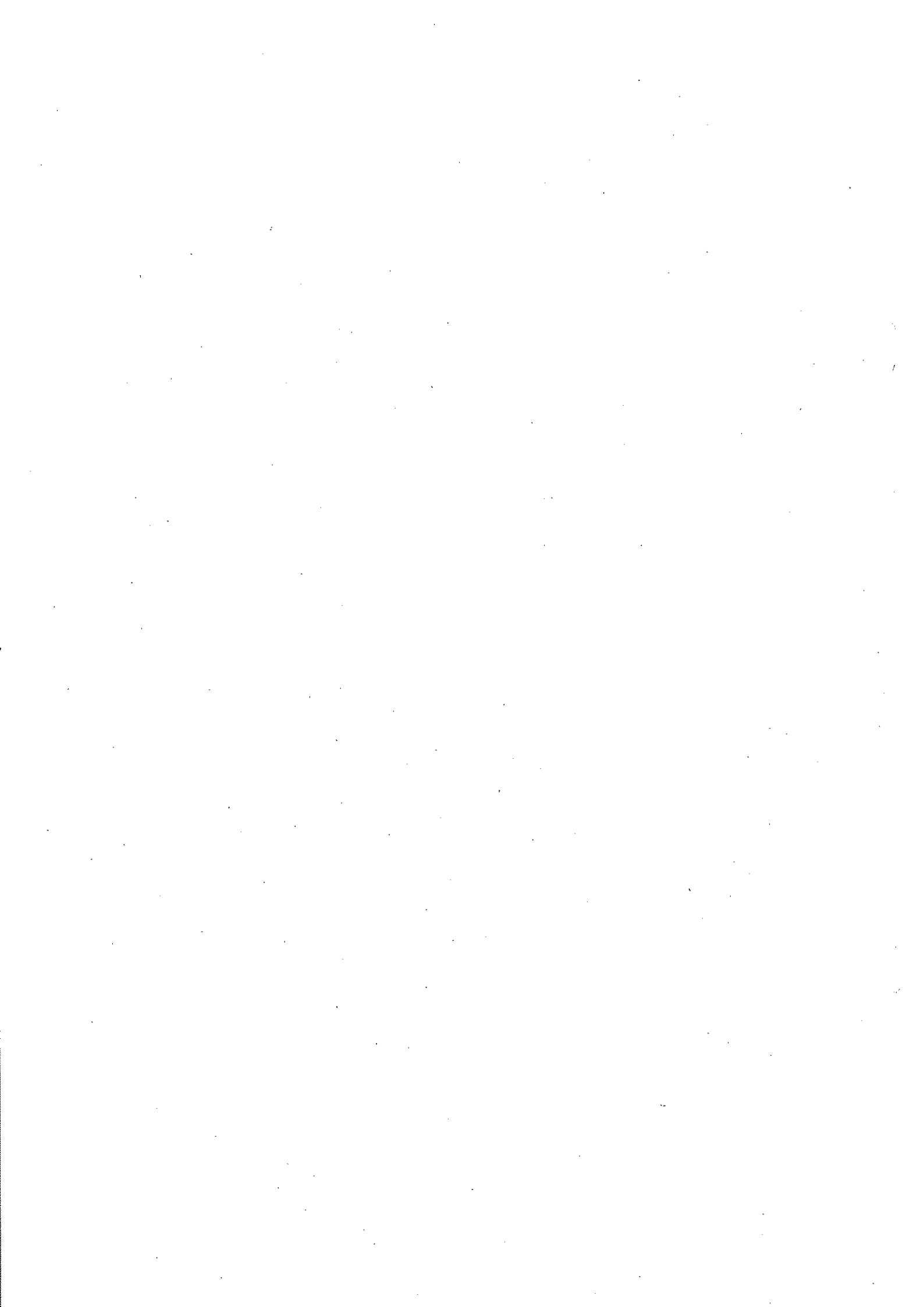
令和5年6月29日提出

十勝圏複合事務組合
組合長 米 沢 則 寿

中川郡幕別町緑町1番地の35
飯 田 晴 義

(説 明)

議員のうちから選任する監査委員の選任について、地方自治法第196条第1項の規定により、同意を得ようとするものである。



専決処分の報告について

損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

令和5年6月29日提出

十勝圏複合事務組合

組合長 米 沢 則 寿

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年5月26日

十勝圏複合事務組合

組合長 米 沢 則 寿

損害賠償の額の決定について

十勝圏複合事務組合は、次により損害を賠償するものとする。

1 理由

令和5年4月27日午前10時40分頃、帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市役所地下駐車場において、事務局総務課の普通乗用車が、後退で駐車しようとしたところ、右隣の駐車位置に駐車していた軽自動車に接触し、相手方に物的損害が生じたので、その損害を賠償するものである。

2 損害賠償額

金 65,417 円

3 損害賠償の相手方

帯広市西5条南7丁目1番地

帯広市長 米沢 則寿

4 損害賠償の内容

損害賠償として相手方に支払う額は、車両修理費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとする。

(説 明)

損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、これを報告するものである。

繰越明許費繰越計算書の報告について

令和4年度十勝圏複合事務組合一般会計の下水道建設負担金について、繰越明許費の繰り越しを行ったので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を報告する。

令和5年6月29日提出

十勝圏複合事務組合
組合長 米 沢 則 寿

(説 明)

繰越明許費繰越計算書を調製したので報告する。

令和4年度 十勝圏複合事務組合繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	未収入 特定財源		
			円	円	円	円	円	円	
15. 衛生費	5. し尿処理費	下水道建設負担金	253,000	253,000			253,000		
一般会計合計			253,000	253,000			253,000		

